

---

第5部

---

# 資 料

# 館林市総合計画審議会条例

昭和53年3月28日  
館林市条例第7号

改正 昭和61年3月26日条例第1号 平成10年9月17日条例第16号 平成19年12月21日条例第23号  
平成2年12月26日条例第16号 平成15年12月18日条例第18号

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員50人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 10人以内
- (2) 知識経験を有する者 40人以内

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和45年館林市条例第35号)は、廃止する。

**附 則**(昭和61年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**(平成2年12月26日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**(平成10年9月17日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**(平成15年12月18日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年12月21日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 館林市総合計画策定に関する規程

昭和53年11月25日  
館林市訓令第14号

改正 昭和61年3月27日訓令第2号 平成16年12月1日訓令第9号  
平成3年2月28日訓令第2号 平成20年3月24日訓令第3号  
平成6年6月6日訓令第4号 平成21年9月30日訓令第5号  
平成11年3月25日訓令第1号 平成25年5月27日訓令第5号  
平成12年1月24日訓令第1号 平成26年8月1日訓令第1号  
平成16年3月24日訓令第6号 令和元年12月18日訓令第4号

(趣旨)

**第1条** この規程は、館林市総合計画(以下「総合計画」という。)策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹の事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

**第3条** 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総合計画の策定に係る重要事項を審議決定する。
- 3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。

(事務局の設置)

**第4条** 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。
- 3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

**第5条** 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 安全と環境の部会
  - (2) 福祉と健康の部会
  - (3) 子育てと学びの部会
  - (4) 経済と都市の部会
  - (5) 行政経営の部会
- 2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長1名、副部会長1名を置く。
  - 3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。
  - 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 5 部会長は、必要があると認めるときは関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

**第6条** 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

**第7条** 計画主任は参事の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

**第8条** 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、必要に応じてサポートチームを置くことができる。

2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。

3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

**第9条** サポートチームは、事務局長の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 総合計画に係る資料の整理及び分析に関すること。

(2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

**第10条** 事務局長は、必要があると認めるときは部会長会議等を開催することができる。

2 部会長は、その所管事務の遂行上必要があると認めるときは事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

**第11条** 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

**第12条** 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(その他)

**第13条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和61年3月27日訓令第2号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**(平成3年2月28日訓令第2号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**(平成6年6月6日訓令第4号)

この訓令は、平成6年6月6日から施行する。

**附 則**(平成11年3月25日訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年1月24日訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月24日訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成16年12月1日訓令第9号)

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

**附 則**(平成20年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成21年9月30日訓令第5号)

この訓令は、告示の日から施行し、平成21年9月17日から適用する。

**附 則**(平成25年5月27日訓令第5号)

この訓令は、平成25年5月27日から施行する。

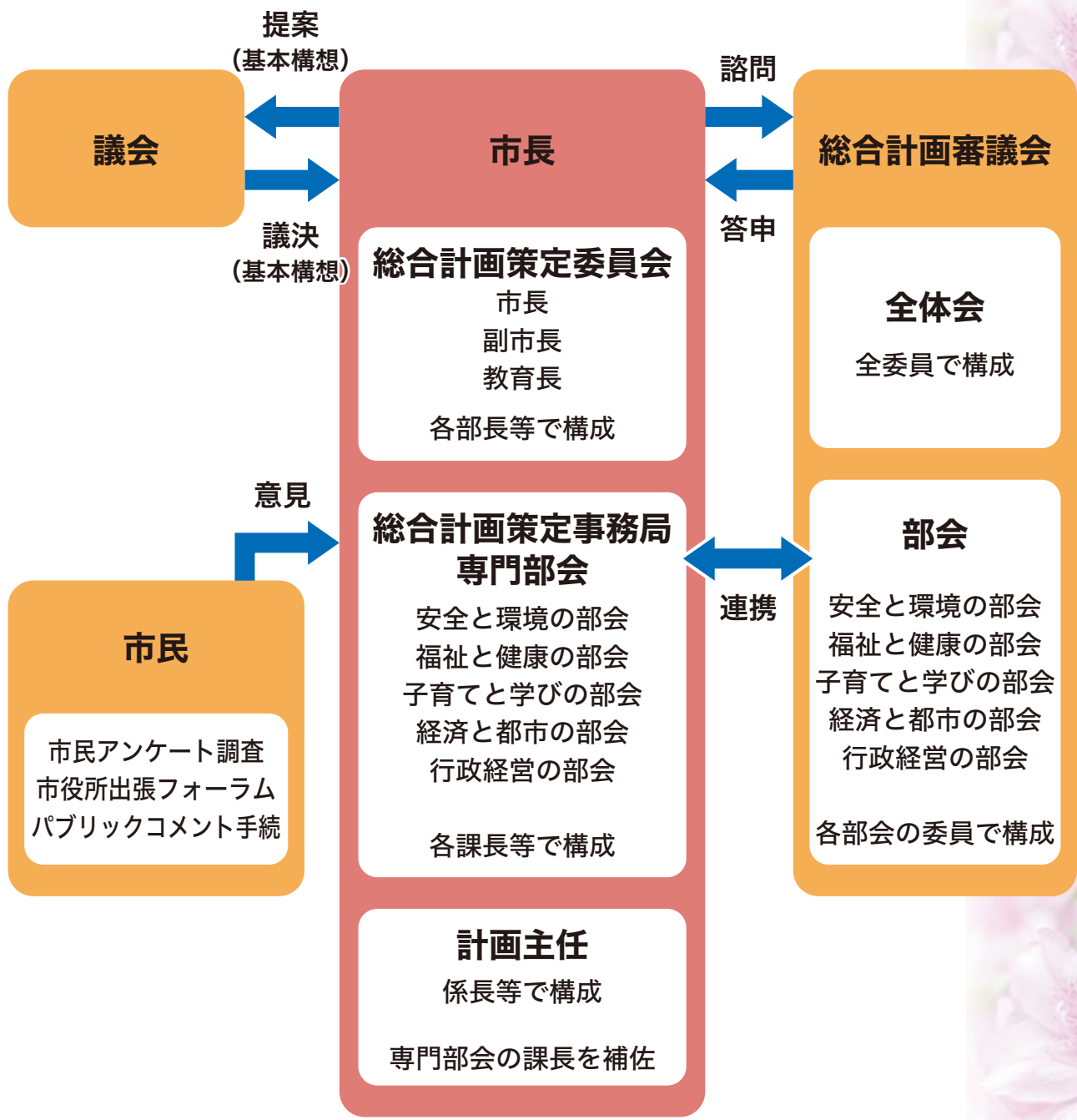
**附 則**(平成26年8月1日訓令第1号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

**附 則**(令和元年12月18日訓令第4号)

この訓令は、令和元年12月18日から施行し、令和元年8月21日から適用する。

# 館林市第6次総合計画策定体制



# 館林市総合計画審議会諮問書

令和元年11月28日

館林市総合計画審議会  
会長 角田 好二 様

館林市長 須藤 和臣

## 館林市第六次総合計画の策定について(諮問)

このことについて、館林市総合計画審議会条例（館林市条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問いたします。

### 諮問内容

館林市第六次総合計画を策定することにつき、意見を求めます。

# 館林市総合計画審議会答申書

令和2年9月23日

館林市長 須藤 和臣 様

館林市総合計画審議会  
会長 角田 好二

## 館林市第六次総合計画について(答申)

令和元年11月28日付けで諮問を受けた館林市第六次総合計画について、本審議会は館林市総合計画審議会条例第2条に基づき審議しました。

その結果、基本構想及び基本計画は審議結果を反映し、適当であると思われるので答申します。

第六次総合計画は、2030年までの10年間の計画であることを考えると、激動の10年であり、館林市の姿を大きく変えていく意志をもって総合計画を設計し、実行することが肝心なことと考えます。

館林市の強みを生かし、弱みに対して手を打ち克服していくことで、地域の魅力を最大限に引き出す活動を計画策定後も、産学官や市民との協働や共創によるまちづくりとして継続する必要があります。この先10年における館林市を取り巻く環境がどうなるのかを見据え、総合計画はどうあるべきかを考えると、必要に応じて古い体質を変え、如何に先進的なものを取り入れる姿勢や様々な活動が、市民の思いや専門的見地からの意見を反映したものとなること、その決定のプロセスが民主的であることなどが欠かせない要素であると述べておきます。

市行政や市民が共に向上心を失わず、物事の本質を見極める目を持てるよう努力する姿勢を失わなければ、本計画は強靱なまちを目指したものとなり、その役割が果たせるものと確信いたします。

第六次総合計画の審議においては、市行政と審議会委員とが積極的に取り組んだ結果として、下記のとおり答申するものですが、個々の委員それぞれの思いを全て反映されたとは言えず、未消化の意見もあることを申し添えます。それらの意見も含め、個別意見を後掲しますので、今後計画の推進に当たり配慮されることを望みます。

## 記

### 1 審議の流れについて

- 市長の諮問に応じ総合計画に関する事項について調査及び審議する
- 市長の諮問では、第六次総合計画を策定することにつき意見を求めるとなっており、それを受けてより実効のある審議とするには
  - ・ 第六次総合計画の基本構想、基本計画の審議は、第五次総合計画の事業評価をベースに作成されるものであり、事業評価についての情報共有がなされていることが前提となる必要がある。総合計画に関連するデータや資料は最大限審議会に提供されるべきであり、提供された情報の活用は審議会が行うものとする。

- ・ 基本計画の素案は、市素案作成前に部会のフリーディスカッションで各委員の想いを聞き取り組み立てるべきと考える。
- 「共創」を理念とした総合計画とすべく、市作成の素案に対する審議だけでなく、審議会と共に素案を創り上げるべきと考える。

## 2 住んで良かった 住みつけたい 魅力あるまちづくりを目指して

若い人が出会いから結婚、妊娠、出産、子育てを安心して行える徹底した支援サービスと地域医療機関の機能充実を図り、SNS による情報提供などを通じて住みたいまちにしてゆくとともに、若い人の雇用創出とアントレプレナーの応援などで、魅力あるまちづくりを積極的に行い、若い世代の定住を促進すべきと考える。

## 3 ウイズコロナにおける市の在り方

時代を一変させた新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威に対しても、危機対応能力を高く持ち、的確な対応をとること。特に、新しい生活様式への対応が必要であり、行政の取組を積極的に行うことで市の評価を高め、都心などからの流入人口を増やす、重要な契機と捉えるべきである。

## 4 P D C A の在り方について

第五次総合計画の客観的かつ納得性のある評価がなされていないと判断する部分があり、また、審議会は調査及び審議を役割とされていることから、存在する資料は適時示されて総合計画策定に向けてもっと分析されるべきと考える。

第六次の計画推進に当たっていかに P D C A を回すかは、考慮すべき重点であり、総合戦略検証委員は名称を総合計画・戦略検証委員とし総合戦略のみならず、総合計画（前期基本計画）について第三者委員として検証を行うべきと考える。

また評価は一次的な分析にとどまらず、一次で出された分析をさらに二次、三次と分析の深掘りを行い、次に生かせる分析結果を導き出す方策を行うべきと考える。

## 5 若手職員の意見反映の場について

第六次総合計画は取りも直さず、これからの 10 年を考えるものであり、その時代を担う職員の意見は貴重である。アンケートで市民の若年層の意見は反映されているものの、基本構想、基本計画策定には、違う次元の意見として求められている。

また、若手職員の意見を聞くということは、単にその年齢層の意見を取り入れたということにとどまらず、自分達の意見も反映された総合計画であるという意識により、実行に際しての熱意、やる気、成果を求める強い意志に通じ、さらに職員の人材育成の面にも寄与することとなる。



## 6 都市像の現状と目指すべき姿

市民アンケートも「なんとなく中途半端な街（満足度の傾向として）」と感じる方が多いと見えるが、中でも「若い世代の愛着度」が低いと言える。そのことにどう対応するのが重要なポイントと思える。

それは「魅力のある街づくり」となるが、これからの館林市を支える若手職員を中心としたメンバーによる、徹底したSWOT分析から導き出されるべきであり、何よりも館林市の日本遺産である沼辺文化、城下町としての歴史的文化財などを市民の誇りに、住んで良かった、住んでみたいと思うまちづくりを推進することが望まれる。また、医療環境の改善、テレワーク環境の整備、ICTを活用した教育環境などの子育て環境の整備、多文化共生への取り組みなどにおいて、他市に比べ優位な状況を作り出す努力が待たれる。

## 7 積極的な提案に対する姿勢

何人かの委員から提案書などが提出されているが、それらの提案についての審議を重ねるなどして、取り込めるものは取り込む姿勢が望まれる。

提案を一つの意見として捉え、行政の考えを回答の形で示されている部分もあるが、提案の中の特筆すべき内容について審議する運営方法も、これからの審議会の在り方として採用すべきものと思う。

主な提案項目を掲載しておきたい。

- ・ 道路整備事業における歴史的建造物の保存、景観議論や安全な交通網の在り方
- ・ 保健医療圏構想と医療資源の現状、その要因分析について
- ・ フードバレー構想とスマートシティー構想
- ・ 市の現状を冷静に評価する目と市の魅力向上の熱意を持った計画
- ・ 誰もが輝く社会の中で、深く考え行動できる"ひと"を育てる館林

## 8 部会を越えた議論の必要性

それぞれの部会で検討してきた項目について、部会の枠を越えた議論がなされるべき指標や内容もあったので、今後は部会や全体会以外にも部会の相互議論の場を考慮すべき（例えば、城沼の水質は「安全と環境」だけでなく「経済と都市」でも重要な項目であった。さらに「子育てと学び」の生涯学習分野にも検討の余地あり）と思う。

## 9 総合計画と他の事業計画の関係

総合計画は、市の行政経営の最上位の計画であり、他の計画などは連動したものとすべきであるが、実態はそれぞれの計画などは独自の策定時期、対象期間となっており、計画内容の同期間の総合計画との整合性が脆弱な部分があると言える。将来、各計画などの策定時期、対象期間や内容について、総合計画との整合をとる作業を行うべきと考える。

各計画が連動することで、総合計画の各施策への取り組みがより強固となり、描いた市の将来像の実現に向けた取り組みとなると思う。

## 10 第六次総合計画の発展

総合計画の策定は終わりではなく、新たなスタートとして位置づけ、議論はされたが素案に盛り込まれなかった意見や、これから募集されるパブリックコメントなども意識しつつ、常に最善の計画であるか確認し、進化し続ける計画であって欲しい。

## 【個別意見】

### I 安全と環境の部会

- ・近年激甚化する自然災害に対応するために、ハザードブックを活用した避難施設の整備や、新型コロナウイルスへの対策を踏まえた対応ができるように行政側の準備と市民への情報提供に努めること。
- ・「環境にやさしい暮らしの実践」を実現するために、10年20年先を見据えた、資源を使いすぎない循環型社会に移行できるように、市民に協力を求めつつ行政でも循環型社会形成のためのシステム作りを推進することでごみの削減に努めること。
- ・日本遺産に認定された城沼の水質が改善されるように、水質悪化の原因を分析し、多々良沼からの導水を増やすことを含め改善に繋がる対策を取り、かつ、城沼に浮いているごみを清掃して周辺環境を清潔にしつつ、その現状を市民に情報提供することで良好な環境が保てるように、市民に協力を求めて改善に努めること。
- ・10年ほど前から問題となっている公立館林厚生病院の医師不足について、人口減少を食い止めるべく、医師不足の原因を様々な調査などを行い検証し、その対策を講じることで医師不足解消に努めること。

### II 福祉と健康の部会

- ・災害が発生した時に社会的に弱い立場にあるかたが安心して避難できるような避難所の運営や避難支援に努めること。
- ・障がいのあるかたが安心して暮らせるよう当事者の声に耳を傾け、その意見を尊重し、各種施策に反映するよう努めること。
- ・多様化する地域活動やボランティア活動の在り方を行政が主体となって見直すとともに、地域での助け合いや支え合い活動を支援し、その活性化に努めること。
- ・保健・医療・福祉関係機関の連携だけでなく、住民同士の支え合いによる生活支援を含めた地域包括ケアシステムの体制を整備し、その推進に努めること。
- ・複雑化する福祉課題を受け止め、支援が広く行き渡るよう、包括的な相談窓口を整備するとともに、各種支援制度の情報発信と伝達に努めること。
- ・健康づくりに関する情報発信や市民活動の支援に取り組むなど、健康寿命の延伸に努めること。
- ・かかりつけ医や各種健診の啓発、保健指導に取り組むなど、市民の日常生活に密着した保健医療の充実に努めること。
- ・太田・館林保健医療圏は医療資源や人口当たりの医療従事者数が少なく、公立館林厚生病院をはじめとした市内の病院においても産科医や小児科医が不足している現状である。このことから、医療従事者の確保に努めるとともに、県内のみならず近隣他県の医療機関との連携を強化し、県域を越えた広域医療の提供体制の構築に努めること。

・太田・館林保健医療圏内でも太田地域に医療資源が集中している現状であることから、館林地域の医療を充実させ、圏内における地域医療の格差是正に努めること。

・ひとり親家庭の支援において、少しでも多くの家庭が自立できるよう、利用しやすい制度づくりや日常生活の支援に努めること。

### III 子育てと学びの部会

・在住外国人が増加傾向にあるため、日本人と外国人が共に活躍し、共に支え合う多文化共生社会の実現に向け、外国人も子育ての幸せを感じられるよう、きめ細かな子育て支援体制を整えるとともに、日本語習得サポートの充実に努めること。

・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、児童虐待の発生予防に努めるとともに、子どもの安全を確保するための初期対応などが迅速かつ的確に行われるよう努めること。

・市公式SNSや「子育て支援モバイルサービス」など、妊娠期から子育て期に関する様々なオンライン上の情報サービスの更なる利用を促進し、誰もが必要とする子育て支援情報を適切に入手できるとともに、必要な子育て支援サービスを受けられるよう努めること。

・学校教育におけるICT化（GIGAスクール構想）を推進し、学びの幅と教育機会を広げる選択肢として教育ICT環境を有効活用することにより、不登校や発達障がいを含めた個々の子どもに応じた質の高い多様な学びを保障し、創造性の育成や学力向上を図るよう努めること。また、インターネットなど豊富な情報源を利用することを踏まえ、情報の信頼性や安全性、ネット犯罪の危険性などの理解を深められるような教育の推進に努めること。

・学校教育において、学問の習得だけにとどまらず、地域理解や郷土愛を育むよう、独自の歴史・文化教育の推進に努めること。また、多様な知見や専門性を有した地域の人的資源を活用し、今後10年を見据えた社会において、自ら考え行動できるたくましさや独自性を発揮できる柔軟さを備えた「生きる力」を培う学びを引き続き推進するよう努めること。

・子どもたちの夢と希望の実現に向けたキャリア教育について、学校教育の範疇にとどまらず、家庭、地域、企業などと連携し、生涯にわたる社会人・職業人として生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援に努めること。

・学校において子どもの個性に応じた様々なサポートを行うにあたり、外国人、障がい者及び社会的少数者（マイノリティ）を含めた個性を持つ子どもへの正しい理解を深め、全ての児童生徒が互いに認め合うことができるようきめ細かな支援を行うよう努めること。

・少子化・人口減少社会に対応した子どもの健全育成を促進するため、子ども会活動の活性化を促すとともに、子どもの健全育成に資する新たな活動を創出するなど、子どもの多様な地域参加が図られるよう努めること。

・生涯学習施策の推進にあたっては、人権教育、多文化共生への理解、災害への備えなど、急激に変化する現代の抱える社会的課題や本市特有の課題を自らの力で分析して解決できる市民の自主性や積極性の醸成を図るような学びを推進するよう努めること。

・市民の心身の健康が明るく豊かな市民生活の形成に大きく寄与し、スポーツが重要な役割を果たすことから、子育て期における自己肯定感の育成や健康寿命の延伸など、人を育てることに視点を置き、幸せを感じられる心と身体を育むスポーツ施策の推進に努めること。

・日本遺産に認定された本市の「里沼」を市民へ広く啓発するほか、本市固有の自然、歴史、伝統及び文化や、向井千秋記念子ども科学館などの本市独自の学習拠点施設、文化施設及びスポーツ施設を積極的に活用し、「館林らしさ」を明確にした学びを推進するとともに、市民の主體的な文化活動が促進されるような施策の推進に努めること。

・「人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」ため、子育て支援や学校教育を充実させるとともに、市内外へ適切かつ戦略的な情報発信を行うことにより、本市への移住を促進し、人口の自然増及び社会増につなげるよう努めること。

#### IV 経済と都市の部会

・経産省の発表では、2025年までに国内中小企業の1/3にあたる127万社が後継者難を主たる理由として廃業するとしている。館林市も例外ではない。大廃業時代の到来である。既存の事業者が頑張ることはもちろんのこと、起業が地域に増えなければ地元経済は縮む一方で未来を語ることはできない。

そこで大事となるのが、アントレプレナーの存在である。ファミリービジネスの後継者、企業に勤める社員、シニアから主婦、学生、外国人らによる、新たな社会的価値を創造したいと気概を持つ人をアントレプレナーと言う。残念ながら館林市でこのような方にお目にかかることはめったにない。

館林市にはアントレプレナーがたくさん集まってほしい。それを応援したいとする経済エコシステムが機能することで新たな産業が地元から必ず生まれる。

珍しいことをすると変人の扱いを受けるものだが、その人のことを「アントレ」と呼んで尊重してほしい。その多様性を認めた時から館林市はアントレプレナーが集まる大変に魅力と活力に満ちた地域となる。その具体的な都市をあげるとするなら米国ポートランドとなるだろう。

アントレプレナーらの交流が進んだ結果として、スマートシティとなって地域は発展していくこととなる。

・事業者が元気で活力ある街になるために、ICT化への対応と、市内の遊休不動産の利活用を推進し、多様な事業者の集積と、創業者・起業者の発掘・育成に努めること。

・「多くの人から愛される活力と魅力あふれるまちになる」ために、令和元年5月に日本遺産に指定された「里沼-SATO-NUMA」のイメージを活かした館林ブランドの構築に努めること。邑楽館林産の「百年小麦」を活かした食文化の構築に努めること。

・産業進出ニーズを感度良くキャッチし、市内への進出を予断をもたず積極的に支援し、雇用の増加、市民一人当たりの付加価値の増加、出荷額の増加に努めること。

・ 館林ブランドの根幹となる水質について、地下水・表流水を問わずその向上と最低限環境省基準のクリアについて強い決意をもって努めること。

・ 働きやすさ、住みやすさ、UI ターン、移住促進のため、スマートシティ化の推進に努めること。

・ 食の安全と農産物のブランド化について、館林ブランドと農業の産業化を視野に入れつつ推進すること。

・ 里沼や歴史資産などの館林の資産を観光につなげるために、先ず市民がその資産をきちんと理解するよう啓発に努めること。

・ まちのにぎわいを日常的な風景とするため、ウォークアブルなまちの推進に努めること。

・ 総合計画で示された K P I 数値を希望値ではなく実現値とするために、今期総合計画発足直後より K P I を実現するためのロードマップを作成していただきたい。そのためには現時点での問題点を正確に把握するための調査はもちろん、企画・実行の際の内容の精査、予算の確保だけでなく例えば予算額から見る K P I の実現性などについて、客観的で論理的なチェック機能が必要なことはいうまでもない。その役割や K P I 目標値の実現性が危ぶまれる場合の指摘や是正については、館林市議会及び市議会議員一人ひとりに期待したい。行政側も担当業務範囲に拘らず K P I 目標値の実現に向けて、行政内部での横の連携はもちろん市民との連携も意識して業務遂行をお願いしたい。

・ 第六次総合計画策定にあたっての時代認識と健全な危機感

2021 年から 2030 年はこれまでに経験したことのないスピードでの変化の時代になると見込まれる。世界の覇権構造の変化と不安定化、ICT 技術の飛躍的な進化（AI、量子コンピューターの出現）に伴う経済社会の構造変化、途上国の急激な追い上げなどのパラダイムシフトが館林市をとりまく環境に多大な影響を与えることとなる。すなわち、競争条件が国内だけでなく、国際場裏でもこれまで以上に熾烈になり、またその競争相手も多様化する。また、上記 ICT 技術の進展に伴い、仕事の仕方も都市から地方への動きが加速している。地方自治体である館林市もその構造変化の真ただ中に置かれ、それらの条件を「発展の機会」として成長の源泉とすることが望まれるが、その機会を生かせない場合には劣後していくこととなる。すなわち、今後の 10 年の政策立案・実行が決定的に重要であり、プロアクティブな政策対応を図れるかが重要である。

・ 館林の比較優位（館林オリジナル）を生かす総合計画より明確な形で入れ込んでおくべきであった。

テレワークや企業の本部の移転などを含む地方への分散の動きに積極的に推進

自然環境に恵まれていながら、交通の便が都心にも近い環境は ICT 技術の進展により、テレワークを含むこれからの時代に合った仕事環境の実現が可能となっている。また、都心からオフィスの地方移転なども加速するとともに、政府機関の地方移転という動きも見られ、このまま行くと人口減が見込まれる館林にとってチャンスが訪れてきているという明確な認識が必要である。この実現のためには、十分条件として、子弟の教育環境（学力レベルの高い学校の存在）や医療制度の充実などが必要であるので、これらを実現するための政策が策定・実施されることが肝要である。「福祉と健康の部会」と「子育てと学びの部会」とも連携を図る必要がある。

日本遺産認定の里沼の活用のために

日本遺産認定の城沼を中心とした里沼は誇るべき遺産であり、今後それらを売り出すためにはその質を確保・維持することは当然である。そのためには城沼の水質悪化の十分な分析と解決のための処方箋の策定が必須である。この点に関し、第5次総合計画の期間においては、毎年予算措置はなされているが、環境省水質基準に依然として達していない。今般、第6次の数値目標には水質基準水産3級の5mg/lという目標が設定されたことは評価できるが、これまでの第5次の成果実績をみると実施面で抜本的な改善の方策が求められる。

館林の歴史遺産の活用

館林の歴史的遺産は館林城の遺構のみならず、寺社にも歴史的遺産が残されている。これまで、取り上げられていないと思われる、例えば、榊原家とつながりのある遍照寺にある岩佐又兵衛の屏風「山王祭図」があるが、必ずしも市の認識を得ているとは思えない。

一方では、市の中心に歴史的遺産である日光脇往還があるが、これなどは道路の拡張工事により、その沿線にある日本家屋などが取り壊されるということも起こっており、現実逆行している現状がある。

上記以外では、近代建築におけるメタボリズム運動の具体例として貴重な価値がある旧館林市庁舎がある。菊竹清訓による設計で、田中一光が色彩計画・サインデザインを担当している。建築を志す学生にとっては館林で生きた建築史を学べる。この点も必ずしも市の認識を十分得ているとは思えない。

館林に存在する上記をはじめとする歴史遺産をツツジや城沼（石田三成の館林城攻めの逸話）などと連携させて、総合的な館林の歴史を観光振興や館林の歴史教育の中に位置づけていくことが重要である。館林市民として誇りを持てるレガシーを素案の中でも、館林のオリジナルとして、明確に記述すべきであった。

#### ・目標値の設定

経済と都市の部会においても指摘したが、目標値の設定が保守的過ぎると思われる。

そもそも、第6次総合計画の策定においては、経済の発展を目指すという方向性を標榜するのであろう。例えば、「一人当たりの付加価値」、及び「製造品出荷額」がほとんど拡大しない数値が設定されているが、第6次総合計画における政策・事業を実施することにより、拡大が企図されているはずである。拡大・改善がなされない計画策定はほとんど政策を打たない（もしくは低下を食い止める）ということと同義に思える。

さらに、細かい点ではあるが、目標などの数値に関し、一貫性がないものや間違いなどが散見されるので、細心の注意を持って行っていただきたい。

#### ・館林市行政の改善

総合計画が確実に成果を生むためにはこれらをどう実施するかということが焦眉になる。

### 事業評価の充実

これまでの審議会の過程において、各種のドキュメントが配付されてきたが、アウトカム実績、達成度調査報告、業務棚卸表などを見ても“分析”に相当する記述が見当たらず、単に結果の数字が示されているだけである。情報公開条例に基づいた行政文書の公開請求により入手した「事業評価調書（城沼の水質改善に関し）」を見ても問題の分析は見られない。

事業の必要性、有効性、効率性という機軸での判断において、数値での評価ではなく、叙述的な高・中・低というカテゴリーのみであり、全く説得力を持たない記述となっている。これらから判断すると、PDCAのPlanの段階、すなわち事業の実施の前に十分な事業評価がなされていない可能性がある。また、事業の中間段階での評価、さらに完成後の評価についても記述が見当たらないので、適切な事業評価もなされていない可能性がある。

もしそうであれば、この面での市役所としての能力の醸成を図る必要がある。

### SWOT分析実施の必要性

審議の過程で館林オリジナルの点を議論する際にはSWOT分析的な内容を議論をせざるを得なかった。館林オリジナルがなければ、他の地方自治体と差異がなく、意味のある総合計画にはなり得ない。また、審議会委員は外部からの委員も多く、また館林市に関する情報は市役所が保有しているので、若い感性を持った若手職員を中心としたグループによる総合的なSWOT分析がされ、共有されていれば、より深いかつ現場感覚を踏まえた審議が可能となったはずである。

- ・一人当たりの生産性を上げるよう努めること。
- ・ICTなど情報テクノロジーの発展に追いつけるよう努めること。
- ・実際に行われている様々な民間、NGOなど、農業をやっているかたの努力や、空き家、空き店舗のイノベーションの努力というものが、政策に落とし込めるよう努めること。
- ・縦割り行政ではなく、横ぐしを刺すよう努めること。
- ・館林市民は、群馬・栃木水系の伏流水が豊かにある土地の上で暮らしている。この「館林の天然水」を利用するために食品・医薬品企業が館林エリアに工場・研究所を立地している。これは、プレ・フード・バレーと言える。日本遺産「里沼」を契機とした「ヌマベーション」プロジェクトが開始された。この拡張版プロジェクトとして「水と緑のフードバレー・スマートシティ館林」プロジェクトを策定・実行することを提案したい。
- ・このプロジェクトは地方自治体の館林の特性を生かした他の地方都市にはまねのできないものである。オランダは農業・食品産業の大国である。これを見倣って、日本も農業・食品大国をめざし、農業革命を成就すべきである。そのために、館林に日本版ワーヘニンゲン大学、すなわち最先端の農業・食品科学の総合大学を創立・建設し、合わせて政府系の農業・食品・健康・医療分野のR&Dセンターを移転し、その集積効果として、民間のR&Dセンターも次々と立地する。スマートシティ・プロジェクトと合わせて館林エリアは高付加価値産業が集積する世界最先端の科学都市が誕生します。この「水と緑のフードバレー・スマートシティ館林」が館林の輝かしい将来ビジョンとなることを提案したい。

## V 行政経営の部会

- ・市民協働について、共創によるまちづくりを支えるボランティアや市民活動団体による地域活動は市民の自主性、主体性によって成り立つものであり、自律的に地域の課題を解決し、地域の価値を創造する地域力となるものであり、行政はその活動を側面から指導・支援し、見守り育てることで協働の役割を果たすことが求められる。
- ・情報の共有について、高齢者のICT化対応への支援や外国人の日本語情報の伝達の困難解消により、誰もが支障なく情報共有できるようにすることは、行政活動の効率化の観点からも必要なものとなる。外国語翻訳の支援や高齢者向けICT機器の使用方法普及などにより、地域で発信する情報を含めた対応が望まれる。
- ・PDCAサイクルを基本として、多角的な視点から評価・分析し、事業の効率化を図ること。また、何かの事象があった時は、その要因を深掘し、その評価を次の施策につなげること。
- ・多文化共生については、ひとつの分野の課題として捉えることなく、あらゆる場面で念頭に置き、館林市に暮らす誰もが幸福感を得られるよう、思いやりにあふれたまちづくりを推進すること。
- ・子どもからお年寄り、また外国人など館林市に暮らす誰にとっても、分かりやすく、質の高い情報をSNSなど新たなツールを常に研究して、丁寧に情報提供すること。
- ・刻々と変化する時代に対応できるよう、公民連携など様々な手法により安定した公共サービスを提供できるよう努めること。その調査や学びのために、国内だけにとどまらず、海外の知見や研究にも精通する人材育成を行い、職員全体の意欲関心をより一層深め、市民とともに高い目標を掲げて邁進する人づくりに努めること。
- ・経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むSDGsの理念を念頭に置き、本市においても持続可能なまちであり続けられるよう、地方創生の取組を推進すること。
- ・市民活動について、人口減少により団体数が減少傾向にあるのは理解できるが、少しでも活動が活発化するよう努めること。例えば、地域力向上を図るための行政区活動など、市民の所属するそれぞれの組織、団体、立場の重要性を理解し、支援するよう努めること。
- ・10年後の社会を見据え、ICT化の推進など、ビジョンを明確にすること。



# 館林市総合計画審議会委員

会 長  
副会長  
副会長

角 田 好 二  
森 田 静 子  
三 川 英 彦  
荒 井 博 人  
石 川 雅 子  
石 川 京 子  
市 川 裕 顕  
岩 崎 重 一  
遠 藤 吉 悟  
金 子 ち 子  
亀 山 山 弾  
加 山 山 人  
川 村 本 幸 尚 樹  
河 権 昌 弘  
齊 藤 貢 一  
齊 藤 の ぶ 江  
櫻 井 正 廣  
佐 藤 聡  
柴 田 信  
洪 谷 津 子  
関 口 百 合 子

曾 原 幸 子  
宝 田 恭 之  
蓼 沼 直 治  
田 沼 嶋 昇  
中 中 村 一  
中 野 村 喬  
野 葉 村 子  
服 坂 美 利  
平 部 喜 子  
平 井 玲 子  
平 林 恵 美  
藤 倉 功 也  
真 中 千 明  
三 田 正 信  
宮 原 祐 一  
本 島 勝 郎  
吉 澤 秀 明  
(50音順)

## 策定経過

### 【総合計画審議会】

年	月	日	会議名	概要
1	11	28	総合計画審議会 第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・審議会役員を選出</li> <li>・諮問</li> <li>・総合計画審議会の運営指針(案)について</li> <li>・総合計画及び総合戦略の概要について</li> <li>・調査及び審議のための資料について</li> <li>・総合計画策定スケジュールについて</li> </ul>
1	11	28	総合計画審議会 第1回安全と環境の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> <li>・部会の進め方について</li> <li>・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて</li> </ul>
1	11	28	総合計画審議会 第1回福祉と健康の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> <li>・部会の進め方について</li> <li>・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて</li> </ul>
1	11	28	総合計画審議会 第1回子育てと学びの部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> <li>・部会の進め方について</li> <li>・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて</li> </ul>
1	11	28	総合計画審議会 第1回経済と都市の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> <li>・部会の進め方について</li> <li>・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて</li> </ul>
1	11	28	総合計画審議会 第1回行政経営の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> <li>・部会の進め方について</li> <li>・10年後に目指す館林の姿とそのために必要なことについて</li> </ul>
2	1	24	総合計画審議会 第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・審議会委員自己紹介</li> <li>・審議会役員を再選出</li> <li>・調査及び審議のための資料について</li> <li>・総合計画・総合戦略の体系図について</li> <li>・総合計画策定スケジュールについて</li> </ul>
2	1	24	総合計画審議会 第2回福祉と健康の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員決め</li> </ul>
2	2	21	総合計画審議会 第3回全体会・講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来都市像(案)について</li> <li>・基本計画(案)について</li> <li>・講演会 演題: 地方自治体 未来へのアジェンダ 講師: 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野直彦 氏</li> </ul>
2	5	20	総合計画審議会 第2回安全と環境の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方について</li> <li>・前期基本計画素案について</li> </ul>
2	5	20	総合計画審議会 第3回福祉と健康の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方について</li> <li>・前期基本計画素案について</li> </ul>
2	5	20	総合計画審議会 第2回子育てと学びの部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方について</li> <li>・前期基本計画素案について</li> </ul>
2	5	20	総合計画審議会 第2回経済と都市の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方について</li> <li>・前期基本計画素案について</li> </ul>
2	5	20	総合計画審議会 第2回行政経営の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方について</li> <li>・前期基本計画素案について</li> </ul>
2	6	22	総合計画審議会 第3回子育てと学びの部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の意見等に対する回答</li> <li>・指標素案について</li> <li>・総合戦略素案について</li> <li>・基本構想 基本目的(案)について</li> </ul>

年	月	日	会 議 名	概 要
2	6	23	総合計画審議会 第4回福祉と健康の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>指標素案について</li> <li>総合戦略素案について</li> <li>基本構想 基本目的(案)について</li> </ul>
2	6	26	総合計画審議会 第3回経済と都市の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>前期基本計画素案について</li> <li>指標素案について</li> </ul>
2	6	26	総合計画審議会 第3回行政経営の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>指標素案について</li> <li>総合戦略素案について</li> <li>基本構想 基本目的(案)について</li> </ul>
2	6	30	総合計画審議会 第3回安全と環境の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>総合戦略素案について</li> <li>基本構想 基本目的(案)について</li> </ul>
2	7	8	総合計画審議会 第4回経済と都市の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>前期基本計画素案について</li> <li>指標素案について</li> <li>総合戦略素案について</li> </ul>
2	7	10	総合計画審議会 第4回子育てと学びの部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>人口ビジョン(案)について</li> <li>総合計画素案(修正案)について</li> <li>答申案(部会意見案)について</li> </ul>
2	7	14	総合計画審議会 第4回安全と環境の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>人口ビジョン(案)について</li> <li>総合計画素案(修正案)について</li> <li>答申案(部会意見案)について</li> </ul>
2	7	14	総合計画審議会 第5回福祉と健康の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>人口ビジョン(案)について</li> <li>総合計画素案(修正案)について</li> <li>答申案(部会意見案)について</li> </ul>
2	7	15	総合計画審議会 第5回経済と都市の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>基本構想 基本目的(案)について</li> <li>人口ビジョン(案)について</li> <li>総合計画素案(修正案)について</li> <li>答申案(部会意見案)について</li> </ul>
2	7	22	総合計画審議会 第4回行政経営の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の意見等に対する回答</li> <li>基本構想 基本目的(案)について</li> <li>総合計画素案(修正案)について</li> <li>答申案(部会意見)について</li> <li>将来都市像について</li> <li>答申(総論)について</li> </ul>
2	7	31	総合計画審議会 第4回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画(案)・人口ビジョン(案)・総合戦略(案)について</li> <li>答申(案)について</li> </ul>
2	8	20	総合計画審議会 第5回行政経営の部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画(案)・人口ビジョン(案)・総合戦略(案)に対する意見等の取扱いについて</li> <li>答申(案)に対する意見等の取扱いについて</li> <li>委員の意見等に対する回答</li> </ul>
2	8	25	総合計画審議会 第5回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部会からの審議会結果報告</li> <li>答申(案)総論について</li> </ul>
2	9	18	総合計画審議会 第6回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申(修正案)について</li> </ul>
2	9	23	総合計画審議会 答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申</li> </ul>

## 【総合計画策定委員会】

年	月	日	会 議 名	概 要
1	8	21	第1回総合計画策定委員会	・策定方針について ・策定体制について ・スケジュールについて
1	10	15	第2回総合計画策定委員会	・審議会委員について ・参事及び計画主任の報告並びに専門部会の役員について ・住民アンケート調査結果について
1	11	19	第3回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第1回全体会及び部会について
2	1	7	第4回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2回全体会について
2	2	4	第5回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第3回全体会について ・総合計画審議会 講演会について
2	4	8	第6回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2・3回部会について
2	5	7	第7回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第2・3回部会について
2	7	7	第8回総合計画策定委員会	・総合計画審議会資料について
2	7	21	第9回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第4回全体会について
2	9	17	第10回総合計画策定委員会	・総合計画審議会 第6回全体会について ・パブリックコメントの実施について
2	11	17	第11回総合計画策定委員会	・パブリックコメント募集結果について ・計画等(案)の内容について
2	12	23	第12回総合計画策定委員会	・基本構想将来都市像修正案について
2	12	28	第13回総合計画策定委員会	・基本構想将来都市像修正案について

## 【総合計画策定事務局会議】

年	月	日	会議名	概要
1	9	20	総合計画策定事務局会議 参事会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定方針について</li> <li>・策定体制について</li> <li>・スケジュールについて</li> </ul>
2	1	30	総合計画策定事務局会議 経済と都市の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方について</li> <li>・体系図(案)について</li> <li>・基本計画素案の調整について</li> </ul>
2	1	31	総合計画策定事務局会議 安全と環境の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方について</li> <li>・体系図(案)について</li> <li>・基本計画素案の調整について</li> </ul>
2	1	31	総合計画策定事務局会議 子育てと学びの専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方について</li> <li>・体系図(案)について</li> <li>・基本計画素案の調整について</li> </ul>
2	2	3	総合計画策定事務局会議 福祉と健康の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方について</li> <li>・体系図(案)について</li> <li>・基本計画素案の調整について</li> </ul>
2	2	3	総合計画策定事務局会議 行政経営の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の進め方について</li> <li>・体系図(案)について</li> <li>・基本計画素案の調整について</li> </ul>

## 【市役所出張フォーラム】

年	月	日	会議名	概要
1	10	23	市役所出張フォーラムinぶんぶく	分福公民館 出席者:46人
1	11	14	市役所出張フォーラムin郷谷	郷谷公民館 出席者:86人
1	11	25	市役所出張フォーラムin赤羽	赤羽公民館 出席者:97人
1	12	12	市役所出張フォーラムin城沼	城沼公民館 出席者:76人
2	2	15	市役所出張フォーラムinにし	西公民館 出席者:76人
2	2	18	市役所出張フォーラムinわたらせ	渡瀬公民館 出席者:65人
2	2	25	市役所出張フォーラムin中部	中部公民館 出席者:50人

## 館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

---

令和3年3月発行

発行：館林市

編集：政策企画部企画課 〒374-8501 群馬県館林市城町1-1（代表）TEL 0276-72-4111（直通）TEL 0276-47-5102・5103

URL：<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

E-mail：[kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp)